

審 査 基 準

平成 2 7 年 4 月 6 日 作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 拠 条 項 : 第 8 条 第 2 項 (第 4 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 届 出 の 場 合 に 限 る 。)
処 分 の 概 要 : 許 可 証 の 書 換 え
原 権 者 (委 任 先) : 山 口 県 公 安 委 員 会
法 令 の 定 め : <ul style="list-style-type: none">・ 質屋営業法第 4 条 第 2 項 (営 業 内 容 の 変 更 の 届 出)・ 質屋営業法施行規則第 1 条 (申 請 及 び 届 出 の 一 般 的 手 続)・ 質屋営業法施行規則第 1 2 条 (許 可 証 の 書 換 え の 申 請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 1 4 日
申 請 先 : 営 業 所 の 所 在 地 の 所 轄 警 察 署 生 活 安 全 課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 山 口 県 警 察 本 部 生 活 安 全 企 画 課 又 は 所 轄 警 察 署 生 活 安 全 課 (係)
備 考 :